

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年2月24日

新潟県後期高齢者医療広域連合長



新潟県後期高齢者医療広域連合条例第1号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第33号)の一部を次のように改正する。

第9条中「平成28年度及び平成29年度」を「平成30年度及び平成31年度」に、「0.0715」を「0.0740」に改める。

第10条中「平成28年度及び平成29年度」を「平成30年度及び平成31年度」に、「35,300円」を「36,900円」に改める。

第11条中「57万円」を「62万円」に改める。

第13条第1項第1号イ中「法第93条」を「法第93条第1項及び第2項」に、「及び第98条」を「並びに第98条」に改める。

第15条第1項第2号中「27万円」を「27万5千円」に改め、同項第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

第23条中「住所を有する被保険者」の次に「及び法第55条又は法第55条の2の規定の適用を受ける被保険者」を加える。

第24条第1項中「法第55条」の次に「又は法第55条の2」を加える。

附則第3条及び附則第3条の2を削り、附則第3条の3を附則第3条とする。

附則第4条から附則第12条を削り、附則第13条を附則第4条とする。

附則第14条及び附則第15条を削り、附則第16条を附則第5条とし、次の1条を加える。

(平成30年度から平成31年度までの間における保険料の賦課総額の算定の特例)

第6条 平成30年度及び平成31年度までの間における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合においては、同条中「第15条又は第16条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成30年度においては第15条若しくは第16条又は附則第4条若しくは附則第5条に規定する基準に従い、平成31年度においては第15条

若しくは第16条又は附則第4条に規定する基準に従い、」とし、「あつては、」とあるのは「あつては、それぞれ」とする。

附 則（平成30年2月24日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。